



ごあいさつ

理事長 本館國博

組合員の皆様方には、日頃より当土地改良区の運営にあたり、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年の東北地方は、高温少雨によりダムやため池が渇水となる地域が多くあり、当土地改良区においても、番水または断水など、組合員の皆様方には大変なご苦勞、ご不便をおかけいたしました。

今年度の通水期間中の問題点を協議し、異常気象等に対応できるよう役職員一丸となり、業務運営に努めてまいりますので、組合員皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

土地改良区の状況
(令和7年4月1日現在)
受益面積 10,163ha
組合員数 7,109人

発行【令和7年12月1日 岩手中部土地改良区 広報 第18号】
〒024-0333 岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1
TEL: 0197-73-8280 FAX: 0197-73-7700
E-mail: info@iwate-c.or.jp URL: <https://www.iwate-c.or.jp>

第23回臨時総代会

JA いわて花巻和賀町支店大ホール

第23回臨時総代会を令和7年8月5日(火)に開催しました。来賓には、東北農政局和賀中央農業水利事業所松岡所長、県南広域振興局農政部北上農村整備センター千田所長、北上市八重樫市長代理高橋農林部長、花巻市上田市長代理菅原農林課長補佐、金ケ崎町高橋町長代理二之湯農林課長補佐にご臨席賜りました。

議長に福盛田富久総代(更木)、副議長に渡邊春彦総代(二子)を選出し、総代88名出席のもと令和6年度事業報告、一般及び各特別会計決算、財産目録、土地の取得を含む全11議案が慎重審議の上、可決承認されました。



【副議長 渡邊春彦総代 議長 福盛田富久総代】



令和6年度 収支決算及び財産目録

令和6年度 貸借対照表総括表

令和7年3月31日現在

資産		(単位：円)	負債		(単位：円)
科目	金額		科目	金額	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金及び預金合計	143,841,054		流動負債合計	19,018,119	
未収賦課金等合計	5,722,923		2 固定負債		
その他未収金合計	12,007,056		公庫資金等長期借入金合計	478,680,950	
流動資産合計	161,571,033		その他の長期借入金合計	342,730,000	
2 固定資産			適正化事業拠出金長期未払金合計	1,614,000	
(1) 基本財産			職員退職給付引当金	231,348,550	
基本財産合計	46,832,385		固定負債合計	1,054,373,500	
(2) 特定資産			負債合計	1,073,391,619	
特定資産合計	24,930,305,233		III 正味財産の部		
(3) その他固定資産			1 指定正味財産合計	20,090,406,270	
その他固定資産合計	151,985,808		2 一般正味財産合計	4,126,896,570	
固定資産合計	25,129,123,426		正味財産合計	24,217,302,840	
3 繰延資産			負債及び正味財産合計	25,290,694,459	
繰延資産合計	0				
資産合計	25,129,123,426				

令和6年度 正味財産増減計算書総括表

(単位：円)

科目	一般会計	和賀中央地区 特別会計	更木島地区 特別会計	鬼柳地区 特別会計	和賀川地区 特別会計	千貫石地区 特別会計	小水力発電 特別会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部									
1 経常増減の部									
(1) 経常収入									
1 土地改良事業収入	353,130,730	97,776,859	4,210,714	7,257,985	162,344,498	54,397,951			679,118,737
2 附帯事業収入	28,887,241				70,744				28,957,985
3 特定資産運用収入	292,728								292,728
4 受取補助金等	1,083,928,347	41,567,483	9,000,000		47,346,473	1,835,766			1,183,678,069
5 受取交付金		6,570,000							6,570,000
6 受取業務受託料					1,739,000				1,739,000
7 雑収入	1,771,157		84,550				4,968		1,860,675
8 発電事業収入							13,162,875		13,162,875
9 他会計繰入金	28,032,100	11,417,467	510,000	243,193	15,643,954	5,145,974	2,500,000	△ 63,492,688	0
経常収入計	1,496,042,303	157,331,809	13,805,264	7,501,178	227,144,669	61,379,691	15,667,843	△ 63,492,688	1,915,380,069
(2) 経常支出									
1 土地改良事業費	37,821,879	156,635,691	12,724,785	4,793,353	125,148,379	38,191,262			375,315,349
2 附帯事業費	22,286,700								22,286,700
3 減価償却費	1,270,801,414								1,270,801,414
4 一般管理費	263,788,061								263,788,061
5 土地改良事業負担金		686,310			5,149,645	2,307,000			8,142,955
6 発電事業費							1,285,044		1,285,044
7 他会計繰出金	34,964,888	4,971,690	737,000	125,000	19,517,717	676,393	2,500,000	△ 63,492,688	0
経常支出計	1,629,662,942	162,293,691	13,461,785	4,918,353	149,815,741	41,174,655	3,785,044	△ 63,492,688	1,941,619,523
当期経常増減額	△ 133,620,639	△ 4,961,882	343,479	2,582,825	77,328,928	20,205,036	11,882,799		△ 26,239,454
2 経常外増減の部									
(1) 経常外収入計	502,208,082	54,865,557	34,524	3,342	19,359,841	11,990,186			588,461,532
(2) 経常外支出計	47,380			376,707	635,311	705,315			1,764,713
当期経常外増減額	502,160,702	54,865,557	34,524	△ 373,365	18,724,530	11,284,871			586,696,819
当期一般正味財産増減額	368,540,063	49,903,675	378,003	2,209,460	96,053,458	31,489,907	11,882,799		560,457,365
一般正味財産期首残高	4,443,031,344	△ 5,037,503	5,404,797	△ 24,348,036	△ 758,787,137	△ 93,824,260			3,566,439,205
一般正味財産期末残高	4,811,571,407	44,866,172	5,782,800	△ 22,138,576	△ 662,733,679	△ 62,334,353	11,882,799		4,126,896,570
II 指定正味財産増減の部									
1 一般正味財産への振替額	△ 1,085,746,347	△ 54,865,557	△ 34,524	△ 3,342	△ 19,359,841	△ 11,990,186			△ 1,171,999,797
当期指定正味財産増減額	△ 1,085,746,347	△ 54,865,557	△ 34,524	△ 3,342	△ 19,359,841	△ 11,990,186			△ 1,171,999,797
指定正味財産期首残高	21,176,152,617	54,865,557	34,524	3,342	19,359,841	11,990,186			21,262,406,067
指定正味財産期末残高	20,090,406,270								20,090,406,270
III 正味財産期末残高	24,901,977,677	44,866,172	5,782,800	△ 22,138,576	△ 662,733,679	△ 62,334,353	11,882,799		24,217,302,840

●地区の状況

(単位：㎡)

地区別	年度別	令和6年度末	令和5年度末	増	減
花巻市		14,761,605	15,818,697		1,057,092
北上市		65,661,138	66,516,242		855,104
金ヶ崎町		21,212,494	21,585,259		372,765
合計		101,635,237	103,920,198		2,284,961

●組合員の状況

(単位：人)

地区別	年度別	令和6年度末	令和5年度末	増	減
花巻市		899	939		40
北上市		4,789	4,995		206
金ヶ崎町		1,059	1,098		39
その他		362	371		9
合計		7,109	7,403		294

●准組合員の状況

(単位：人)

地区別	年度別	令和6年度末	令和5年度末	増	減
花巻市		35	35	0	
北上市		25	25	0	
金ヶ崎町		17	15	2	
その他		6	5	1	
合計		83	80	3	

令和6年度 事業報告

冬季間の少雪に始まり4月からの少雨、ため池等の低貯水率に用水供給が懸念され、心苦しくも一部ため池等で通水制限と通水停止を実施せざるを得ませんでした。その後の降雨により通水制限を解除出来ましたが、組合員各位には、多大なるご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

依然として、電気料、農業生産資材、資料、肥料などの価格高騰により農家には切実な問題があります。一方では、米価の上昇が続いてきており、農業経営には一定の明るい材料となってきております。このような状況の中、次の主要事項に取り組みました。

1. 国営和賀中央地区農業水利事業の推進

平成25年度から実施の国営和賀中央農業水利事業は、「下堰幹線用水路改修」、「配水槽場内整備」、「水管理システム」「上堰支線用水路」を施工しました。(進捗率は92.2%)7月から運用開始の「和賀中央発電所」は本格稼働しております。

2. 県営事業の推進

農業競争力強化農地整備事業計画調査地区「三ヶ尻地区」は、大区画化及びスマート農業に対応した基盤整備を目指し計画策定が実施され、令和9年度からの工事着手を目指します。

農村地域防災・減災事業「田沢ため池地区」は実施設計が完了し、令和8年度以降にため池本体工事に着手予定です。「後藤・横川目地区」では、P幹線用水路工1,306メートルを施工。「岩崎農場ため池2期地区(北上市管理)」は事業完了し、令和7年度より用水供給されます。

3. 団体営事業の推進

農業水路等長寿命化・防災減災事業「和賀中部F幹線地区」は事業完了し、「千手堂地区」の用水路整備実施設計が、「更木東部地区」は河川管理者(国)、文化財課(市)との協議を行いながら用水施設撤去実施設計がされました。

ため池廃止の調査設計を「牛子沢地区」で、施設機能保持を「天道揚水機」で施工しております。

4. 管理事業の継続実施

水利施設管理強化事業「岩手中部地区」、基幹水利施設管理事業「夏油地区」「入畑地区」を継続実施し、維持管理費の負担軽減を図っています。

5. 多面的機能支払交付金(農地維持・共同活動、長寿命化)実施地区への事務支援

事務支援を積極的に取り組み事務受託は、管内で38組織、64件でした。

6. 地区委員会と連携をとった維持管理等事業の実施

各地域で組織する地区委員会(32地区)と連携を図りながら実施しました。

7. 未収入金の徴収体制の強化と更なる回収の推進

「未収対策専門委員会」で困難事案を検討し、滞納整理を行いました。顧問弁護士との相談や賃貸料差押え、徴収担当職員による訪問催告及び財産調査を実施しました。

8. 地域計画策定及び変更への支援並びに21世紀土地改良区創造運動等の推進

きたかみ地域農業マスタープラン検討会に参画しました。

JAいわて花巻北上地域農業祭では、来場者へ土地改良区の仕事や土地改良施設の多面的機能などについてPRしました。

9. 畑地化促進事業への対応

地区除外に対応するため、各市町の農業協議会と連携しました。

土地改良施設維持管理適正化事業 「天道揚水機」



【施工前】



【施工後】

第17回通常総代会

JA いわて花巻和賀町支店大ホール

第17回通常総代会を、令和7年3月11日(火)に総代94名出席のもと開催しました。

議長に寺林祐一総代(北笹間)、副議長に高橋岡伯総代(鬼柳町)を選出し、補正予算、国営造成施設管理体制整備促進事業和賀中央地区の実施、役員報酬及び総代報酬を含む29議案を慎重に審議いただき全議案が可決承認されました。



【本館國博理事長】



【副議長 高橋岡伯総代 議長 寺林祐一総代】



令和7年度 事業計画方針

令和6年度に総代総選挙及び役員改選を行い、理事定数6名削減の新体制となりました。国においては、第5次男女共同参画基本計画が策定され、理事に占める女性割合を10%とする成果目標が示されました。今後の登用に向け、対応に取り組む必要があります。

畑地化促進事業については、事業体制に方針転換を含めた流動的な部分があります。引き続き各市町の協議会と連携を密にしていかなければなりません。

今まで行ってきた「生産基盤の整備」、「農業用水の安定供給」、「用排水路の計画的な補修更新と維持管理」は、今後も営農の基礎として必要不可欠なもので、水利権や施設規模等に限度があることをよく説明しつつ、組合員各位の期待に応えるため、管内の継続事業の早期完了と各種事業の推進を図っていかなければならないものと考えます。

これらの状況を踏まえ、関係機関等と連携を図り、地域への情報発信を密に、次に重点事項を置いて運営するものとします。

1. 国営かんがい排水事業和賀中央地区の事業推進
2. 水利施設管理強化事業の推進
3. 土地改良施設維持管理適正化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業の推進
4. 未収入金の徴収体制の強化と更なる回収の推進
5. 地区委員会と連携をとった維持管理体制の確立
6. 日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)への支援
7. 地域計画変更への参画
8. 小水力他発電施設の設置に係る情報収集及び研修の実施
9. 21世紀土地改良区創造運動の推進
10. 北上市・金ヶ崎町各農業再生協議会、花巻市農業推進協議会との連携
11. 女性理事登用に向けた取り組み

令和7年度 一般会計及び特別会計収支予算（当初）状況

一般会計：土地改良区全体の運営にかかる会計

(収入)				(支出)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
土地改良事業収入	239,306	244,136	△ 4,830	土地改良事業費支出	50,547	37,469	13,078
附帯事業収入	26,150	26,570	△ 420	附帯事業費支出	20,000	20,000	
基本財産運用収入	3	3		一般管理費支出	233,338	245,478	△ 12,140
特定資産運用収入	4	4		土地改良事業負担金支出	3	3	
補助金等収入	42,803	31,603	11,200	借入金返済支出	2	2	
交付金収入	1	1		支払利息	2	2	
業務受託料収入	2	2		固定資産取得支出	4,907	3,807	1,100
雑収入	3,694	3,627	67	土地改良施設建設仮勘定取得支出	1	1	
借入金収入	2	2		建設仮勘定取得支出	1	1	
基本財産取崩収入	2	2		差入保証金差入支出	1	1	
特定資産取崩収入	4,688	12,895	△ 8,207	支払換地清算金支出	1	1	
固定資産売却収入	9	148	△ 139	納付換地清算金支出	1	1	
差入保証金回収収入	1	1		基本財産積立支出	2	2	
交付換地清算金収入	1	1		特定資産積立支出	19,749	8,020	11,729
徴収換地清算金収入	1	1		雑支出	100	100	
他会計貸付金回収収入	1	1		他会計貸付金貸付支出	1	1	
他会計繰入金	13,672	9,230	4,442	他会計繰出額	9,683	17,889	△ 8,206
繰越金	10,000	10,000		予備費	2,001	5,449	△ 3,448
収入合計	340,340	338,227	2,113	支出合計	340,340	338,227	2,113

特別会計：維持管理や土地改良事業、事業にかかる償還など、旧土地改良区ごとの収入支出にかかる会計

会計名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	会計の主な内容
和賀中央地区	133,579	159,763	△ 26,184	和賀中央地区の維持管理費にかかる会計
更木島地区	35,891	17,121	18,770	更木島地区の維持管理費にかかる会計
鬼柳地区	7,691	7,897	△ 206	鬼柳地区の維持管理費、償還金等にかかる会計
和賀川地区	197,240	221,516	△ 24,276	和賀川地区の維持管理費、償還金等にかかる会計
千貫石地区	60,880	62,050	△ 1,170	千貫石地区の維持管理費、償還金等にかかる会計
小水力発電	25,516	12,316	13,200	和賀中央発電所の発電事業にかかる会計

土地改良事業

会計名	事業名	地区名	事業費	交付・補助率	地元・土地改良区負担額	事業の内容
和賀中央地区	土地改良施設維持管理適正化事業	和賀中央第3除塵機	6,800	拠出金 90%	680	除塵機、操作盤整備補修、補器類取替、施設塗装
		軽間調節水門	13,000	拠出金 90%	1,300	扉体、開閉装置、操作盤整備、水位計補修、施設塗装
和賀川地区	農業水路等長寿命化・防災減災事業	牛子沢ため池	10,000	補助金 100%	—	ため池廃止
		千手堂	8,000	77% 国 50 県 14 市 13	1,840	用水路補修
		上成沢	20,000	77% 国 50 県 14 市 13	4,600	フロートパルプ制作据付
更木島地区	農業水路等長寿命化・防災減災事業	更木東部	30,000	100% 国 50 県 21 市 29	—	揚水施設廃止

国営和賀中央地区だより

東北農政局 和賀中央農業水利事業所

まつ おか しん いち
所 長 松 岡 伸 一



本館理事長をはじめ岩手中部土地改良区の組合員・役職員の皆様方におかれましては、平素より本事業の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私どもが推進しております「和賀中央農業水利事業」は、平成25年の着工から13年目を迎え、令和5年のかんがい期から用水再編による新たな水利用が開始され、昨年(令和6年)には小水力発電施設の本格稼働・運用される等、当地域の土地改良施設の維持管理費の軽減といった事業効果が着実に発現しております。これらの実現は、改良区の組合員、近隣の地域の皆様方の一方ならぬご理解とご協力をいただいた賜物でございます。加えて、地域用水機能の増強保持・増進に係る工事(景観保全に資する化粧壁水路や遊歩道、洗い場の再現等)の完成後には、早速、地域共有の財産として大切にご活用いただいていることを垣間見るにつき、あらためて感謝申し上げます。

今年の夏は、例年になく高温と少雨により、水稻をはじめとする作物の生育に大きな影響が見られました。特に、出穂期の水不足の際は作物の生育管理や用水管理に大変なご苦労があったと承知しており、石羽根取水口からの取水制限、番水等では当土地改良区職員はじめ関係の皆さまのご尽力によりかんがい用水の確保・調整に真摯に取り組まれたことに対し、心より敬意を表します。

さて、和賀中央地区の今年度の事業実施については、引き続き下堰幹線用水路(L=0.7km、2件)、村崎野幹線用水路(L=1.5km、1件)の工事を推進し、幹線系水路の完成を目指します。また、猿田支線用水路(L=0.9km、1件)、村崎野支線用水路(L=3.3 km、1件)及び関連するゲート設備工事を推進してまいります。

本年は、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法を踏まえ、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、初動5年間で農業の構造転換集中対策を着実に実施することとしております。農業農村整備事業については、食料自給力の確保に向けて、農業生産基盤の確保及び生産性向上に必要な取組として、「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」、「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」を位置付け、本地区の組合員はじめ地域の農業・農村の振興に向けて、引き続き尽力してまいります。

また、本年4月に施行された改正土地改良法により、土地改良区や市町等の関係者が共同して将来の保全体制を構築する連携管理保全計画(水土里ビジョン)が位置づけられました。当地区では、いち早く「岩手中部・西和賀地区水土里ビジョン地域協議会」(10月24日設立総会)が設立され、改良区組合員の関心の高さ、熱意の表れと率直に感じており、私ども国の職員としても今後の水土里ビジョンの策定、実現に向け全面的に支援してまいります。

令和9年度の事業完成に向けまして、事業所職員一同、事業推進に取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の国営土地改良事業へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



下堰幹線用水路 (R7実施中)



村崎野幹線用水路 (R6完成)

東北農政局 和賀中央農業水利事業所
〒024-0062 岩手県北上市鍛冶町一丁目11-58
TEL 0197-62-0755 FAX 0197-62-0786

令和7年度渇水状況について

本年度は、6月が平年比40% 7月が平年比10%の降水量にとどまり、極端な渇水が全域において発生いたしました。
高温傾向と相まって、管内全域において用水需要に供給が追いつかない状況が7月中旬から8月下旬まで続きました。
組合員の皆様には多大な協力を賜り感謝申し上げます。
来年度以降も様々な事象に対応できるよう、より一層努めてまいりますので、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

和賀中部地区

湯田ダムへの流水量および貯水率の低下により7月29日より取水量制限し右岸・左岸交替制通水を8月8日まで実施。
その後、一時取水量は回復できたが、8月中旬以降に湯田ダム総取水量の制限及び夏油頭首工の取水制限が続く状況となり、需要に追いつかない状況が続いたまま、かんがい期終了となる。

和賀中央地区

和賀川自流量の減少により7月25日より取水制限を開始し上堰・下堰幹線用水路の交替制通水を8月9日まで実施。
その後、最大取水量を通水したが、需要に追いつかない状況が続いたまま、かんがい期終了となる。

岩崎・鬼柳地区

入畑ダムの貯水率が回復しないため、7月29日より夏油川から取水している同地区の取水停止を開始、有効な雨量がないため取水停止したまま、かんがい期終了となる。

千貫石地区

例年と同じく中干し期に取水制限を行い貯水率の回復を図ったが、少雨により7月末で貯水率が4%までしか回復せず、8月以降も回復が出来ないまま、かんがい期終了となる。

櫛引沢ため池受益

例年と同じく中干し期に取水制限を行い貯水率の回復を図ったが、少雨により貯水率が回復せず、8月以降も回復が出来ないまま、かんがい期終了となる。



【千貫石ため池渇水状況】

土地改良区のできごと

* 地区委員会による現地確認

非かんがい期間に地区委員会を、各地区(全32地区)で開催しております。
総代・役員・地区委員が職員と共に、危険箇所や補修要望の寄せられた水路や施設の点検を行います。
工事に関して不明な際は、お早めにご相談下さい。



* 給水栓の保全管理をお願いします

農作業時に誤って給水栓を破損したまま、かけ流しを続ける事例が増えています。
適切な水量分配が出来なくなり水不足を生じさせ、畦畔の陥没を引き起こす等、大変危険なものです。補修作業の際は近隣の断水を伴います。給水栓は個人の財産ですが、適切な管理をお願いします。

破損及び老朽化による交換費用は、【自己負担】となります。



* 秋田県へ総代・役員研修

令和7年10月21日～22日、北秋田市土地改良区において総代・役員研修を実施しました。
山内理事長から昨今の農業情勢による経営状況やICT技術を活用し整備されたほ場を、地元農業法人ホクヨウ農産(株)藤嶋社長から現地を大変詳しく説明をいただきました。
コロナ禍以降初めての県外研修となり、参加者から、熱心に質問等がされ、今後の運営や事業等に生かせる有意義な研修となりました。



* 水土里ビジョン地域協議会設立

令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画(通称水土里ビジョン)が位置付けられました。

当土地改良区では、令和7年10月24日に西和賀土地改良区及び関係市町と連携し「岩手中部・西和賀土地改良区水土里ビジョン地域協議会」を設立しました。

今後は、関係者と協議をしながら「水土里ビジョン」を策定し、総代会議決後に県の認可を受け地域の農業水利施設の保全等を行うこととしております。



* 北上市生涯学習まちづくり出前講座

広報活動の一環として、北上市生涯学習まちづくり出前講座に登録しております。今年度は、ふれあいデイサービス事業黒沢尻22区「楽集会」より依頼があり、当区の概要説明や「奥寺八左工門物語」、「千貫おいし」の紙芝居講演を実施しました。参加された方々には、先人たちの偉業や農業用水及び水路の大切さ・役割について認識を深めていただきました。



* 小水力発電施設見学会

令和7年7月9日、蒲谷地農家組合の方々が和賀中央発電所を視察されました。石羽根取水口から和賀中央発電所施設を見学され、昨年より本格稼働した発電施設等、初めて見る施設に驚愕されていました。あらためて農業用水の役割、現代の農業の在り方について認識を深められていました。また、今年度はGX研修会、県職員OB会等、多くの方々に施設を公開いたしました。



土地改良区からのお知らせ



1. 各種届出が必要です

※毎年3月1日現在の土地原簿、組合員名簿を基準に新年度の賦課金を算定しています。

届出内容	提出書類
◎組合員資格の異動、変更をしたい ・農地を売買、交換、賃貸借契約または解約 ・組合員の名義を変更(経営移譲、死亡等) ・送付先の住所を変更 ※ご注意ください 公共機関(農業委員会・法務局等)の変更手続きだけでは、土地原簿、組合員名簿は修正されません。	組合員資格得喪通知書 ※各市町農業委員会に用紙がございます
◎口座振替の利用、または口座変更したい ※花巻農協、岩手ふるさと農協以外の登録手続きは申込から2カ月程要します。	口座振替依頼書 ・花巻農協用 ・岩手ふるさと農協用 ・上記以外用
◎賦課金を分担したい(耕作者と所有者) ※准組合員としての加入手続き	賦課金等の分担の申出書 准組合員加入申出書 確約書
◎農地を転用する ※転用面積に応じた決済金の納付	農地転用等の通知書 地区除外申請書
※公共用地上に買収された場合は、関係機関からの通知をもって決済金の告知になります。	
◎管理施設(水路、水路敷地等)を利用したい ・水路、水路敷地等を出入り口等に使用 ・合併浄化槽の排水や雨水を放流	管理施設使用許可申請書
◎管理施設の利用をやめた ・出入り口等の使用をやめた(原形復旧した) ・下水道への接続により放流しなくなった	排水放流(管理施設)廃止届
◎管理施設の利用者を変更する ・多目的使用料納付者の名義、送付先を変更	住所・名義変更届

※提出書類は当改良区ホームページからダウンロードができます。



2. 相続登記の申請が義務化されました

不動産を取得した相続人に対し、3年以内に相続登記の申請を義務付けられました。登記手続きの負担を軽減するため、様々な制度が新設されておりますので法務局や司法書士等へのご相談をお勧めいたします。

正当な理由がなく申請しなかった場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

※詳細は法務省、または法務局のホームページをご覧ください。

3. 未納賦課金の納付義務について

農地の権利異動(相続、売買、競売・公売、賃借権等)の際は、土地改良法第42条により、新組合員にその農地についての権利義務は承継され、賦課金の未納がある場合は納入義務も引き継がれます。税金は人に対して課されますが、土地改良区の賦課金等は農業用水の利用量に関係なく土地自体に課される特殊なものです。また、公課として滞納処分の対象(財産調査、差押等)となるものです。

資格得喪手続の際は、賦課金の未納有無を事前に当土地改良区で確認されますようお願いいたします。